

空き家・空き室を有効活用しませんか？

(セーフティネット住宅のご案内)

住宅セーフティネット制度とは

低所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯など住宅の確保に配慮が必要な方（住宅確保要配慮者）のために、民間賃貸住宅の空き家、空き室を活用して、要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の供給を促進することを目的とした制度です。

セーフティネット住宅として登録された住宅の賃貸人等は、宇都宮市から各種補助を受けられます。

メリット 1 登録した住宅は専用WEBサイトに掲載され、広く周知されます

■主な登録基準（登録は1戸から可能）

- ・各戸の床面積が、既存住宅は18㎡以上、新築住宅は20㎡以上であること
- ・耐震性を有すること
- ・台所、便所、収納設備、浴室又はシャワー室を備えること

■登録の方法（登録は無料）

専用WEBサイト「セーフティネット住宅情報提供システム」から電子申請

■登録の種類

登録する際、登録住宅と専用住宅のどちらかを選択



専用WEBサイト セーフティネット住宅情報提供システム
<http://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>



所在地や家賃、面積などの詳細条件で絞り込み、検索することができます。

入居対象者にチェック☑を入れて検索できます

例えば「子育て世帯の入居を拒まない住宅」を検索する場合は、子育て者にチェック☑を入れることで検索できます。

登録住宅

要配慮者*の入居を拒まない住宅

(要配慮者以外の入居も可)

専用住宅

要配慮者*のみ入居可能な住宅

(要配慮者以外の入居は不可)

家賃の補助など経済的な支援を受けられます。詳細は裏面をご覧ください。

※受け入れる要配慮者の範囲を選択したり、条件を付けたりすることもできます。
(例: 「70歳以上のみ」「子育て世帯のみ」「外国人のうち日本語で一定の日常会話ができる者」など)

【問い合わせ先】

宇都宮市 都市整備部 住宅政策課 住宅政策グループ
〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

電話 028-632-2735

メール u1605@city.utsunomiya.tochigi.jp

メリット2

家賃や改修費などへの補助を活用することで、空き家・空き室の解消を期待できます

1 家賃低廉化補助

入居者負担が市営住宅並みとなるよう、入居世帯の収入に応じ、月最大4万円を補助します。家賃滞納のリスクを減らすことができます。

■申請者：居住誘導区域内の専用住宅の賃貸人

■入居者の主な要件

①世帯の月収が15万8千円※以下であること

※月収とは、給与所得の場合、給与所得控除や扶養親族控除などを行った額を12で割った額です。世帯構成等により異なりますが、1人世帯では年収約296万円、2人世帯（1人扶養）では年収約350万円がおおよその目安です。

※配偶者を得て5年以内の世帯や子ども2人以下の世帯は21万4千円、子ども3人以上の世帯は25万9千円です。

②生活保護又は生活困窮者住居確保給付金を受けていないこと

■補助額：契約家賃と入居者負担額の差額（上限4万円／戸・月）

■補助期間：管理開始から20年間（同一住戸への補助総額が480万円以下の期間）等

2 家賃債務保証料等低廉化補助

家賃債務保証料や孤独死・残置物に係る保険料などに係る初回費用を補助します。

■申請者：居住誘導区域内の専用住宅に係る家賃債務保証会社等

■入居者の主な要件：家賃低廉化補助の入居者の主な要件①と同様

■補助額：入居時に生じた初回の保証料等の合計額（上限6万円／戸）

3 改修費補助（国）

バリアフリー改修や耐震改修などの工事に対して補助します。

■申請者：専用住宅の賃貸人又は所有者

■主な対象工事：①バリアフリー改修 ②耐震改修 ③子育て世帯対応改修 など

■補助額：1／3（上限62万円／戸）

■その他主な要件：10年以上専用住宅として管理すること など

メリット3

入居者とのマッチングや相談などのサポートを受けることができます

不動産関係団体や福祉団体、宇都宮市で構成する「宇都宮市居住支援協議会」では、住まいの確保にお困りの方や賃貸人などに無料で情報提供・相談対応を行う相談窓口を開設しており、入居者とのマッチングや入居者の対応に困ったときの相談先の紹介などを行っています。



詳細は市HP
を見てね！



市HPはこちら